

阿蘇市デジタル防災行政無線整備事業

プロポーザル実施要領

令和 2年 4月

熊本県阿蘇市

阿蘇市デジタル防災行政無線整備事業に係るプロポーザル実施要領

1 要領の目的

本要領は、「阿蘇市デジタル防災行政無線整備事業」についての施工事業者の選定を、企業評価、企画力、技術力、実績等の観点から、プロポーザル方式にて実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 本業務の委託目的

本市では、免許期限の迫る老朽化した防災行政無線設備をデジタル化更新し、専門的な知識やノウハウの豊富な事業者の支援を受けることにより、当該設備の充実や難聴地区の課題解決等を目指し、かつ将来的にも拡張性・汎用性の高いシステムを構築することを目的とする。

3 業務概要

(1) 件名

阿蘇市デジタル防災行政無線整備事業

(2) 履行期限

令和4年3月25日

※関係機関の承認が得られ、発注者・受注者間の協議が整った場合

(3) 履行場所

阿蘇市内一円

(4) 業務内容

「阿蘇市デジタル防災行政無線整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）」

(5) 応募価格要件

上限額 1,721,000,000円（消費税を含む）

（内訳 実施設計21,000,000円、施工1,700,000,000円）

※ 上記上限額は、予定価格ではない。

上記上限額は、本業務に掛かるすべての費用を含むものとする。

応募事業者は、上記上限額を超えない範囲で見積もりを提出すること。

4 プロポーザルの日程

(1) 公募開始	令和	2年	4月10日（金）
(2) 参加申込書提出期限	令和	2年	4月23日（木）
(3) 質問締切日	令和	2年	5月8日（金）
(4) 質問に対する回答期限	令和	2年	5月13日（水）
(5) 技術提案書提出締切日	令和	2年	5月18日（月）
(6) 第一次審査結果通知	令和	2年	6月4日（木）【予定】

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (7) 二次審査（ヒアリング） | 令和 2年 6月23日（火）【予定】 |
| (8) 第二次審査結果通知 | 令和 2年 6月26日（金）【予定】 |

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 令和2年度阿蘇市建設工事請負等競争入札参加資格者名簿において、電気通信工事業として登録されているもの。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (3) 阿蘇市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に規定する指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の本工事を行うのにふさわしくない者でないこと。
- (5) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (6) 建設業法第15条の電気通信工事にかかる特定建設業の許可を得ており、かつ最新の経営事項審査結果の電気通信工事の総合評点値が1,000点以上であること。
- (7) 建設業法第26条の監理技術者（電気通信工事）の資格を有する専任者を配置できるものであること。なお、当該配置する技術者は、本資格確認申請のあった日において、3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。
- (8) 過去において同種工事において5億円以上の元請完工実績（JVの場合は出資比率に応じた金額とする）を、九州内に有していること。（工事が完成したもので、かつ財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下「CORINS」という。）に登録されているものに限る。
- (9) 基本設計に関しては、管理技術者を配置すること。管理技術者は技術士（電気・電子部門）、RCCM（電気・電子部門）、第1級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を保有するものとする。また当該法人と本業務の公告日以前3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとする。
- (10) 総務省より直接免許を受けたデジタル同報系（60MHz帯）市町村防災行政無線の実験局を自ら所有し、本業務において電波伝搬調査に使用する実験局は、自ら製造したものを使用し測定を行うこと。
- (11) デジタル防災行政無線（同報系）の機器製造者又は同製造業者の関係する会社（会社法第2条第3号及び第4号に規定）であること。また、九州管内に支店又は営業所があること。なお、参加にあたり、同一の機器製造業者又は同製造業者の関係する会社より1社のみの参加とすること。（複数社の参加は認められない）
- (12) 無線局の登録点検事業者であること。

- (13) ISO27001 (ISMS) を取得していること。
- (14) ISO9001 を取得していること。
- (15) 環境マネジメントシステム (ISO14001) を取得していること
- (16) プライバシーマークを取得していること。

6 選定方法

(1) 実施方式

公募型プロポーザル方式

(2) 審査方法

審査は「阿蘇市デジタル防災行政無線整備事業 選定委員会」(以下「委員会」という。)において行うものとし、その方法は、次のとおり第一次審査(書類審査)と第二次審査(ヒアリング)を実施する。

① 第一次審査(書類審査)

提案書の書類審査を行い、優良提案を3件程度選定する。

ア 選定結果の通知日

令和2年6月4日(予定)

イ 選定結果の通知方法

提案書を提出した者全員に対し、電子メール及び書面により合否の結果を通知する。

② 第二次審査(ヒアリング)

第一次審査で選定された者の中から、次のとおりヒアリングを実施する。

ア 実施概要は下記のとおりとする。

(ア) 実施場所 阿蘇市役所内

(イ) 実施予定日 令和2年6月23日(予定)

(ウ) 時間 50分程度(プレゼンテーション25分、質疑応答25分)

(エ) 出席者 配置予定監理技術者等(4名まで)

イ ヒアリングの時刻、詳細な場所、留意事項等は別途通知する。

ウ ヒアリングでは、技術提案書に記載された事項についてプレゼンテーション及び質疑応答を行う。

エ ヒアリング時の追加資料は受理しない。

オ 参加者の責によりヒアリングに出席できなかった場合は、提案書の内容について確認できないため、評価しない。

カ 注意事項

(ア) 審査当日は、プロジェクター及びスクリーン等は阿蘇市が準備する。パソコンは、参加者が用意すること。

(イ) 準備はヒアリング開始時間までに行うこととし、開始時間を過ぎた場合は所要時間に含める。

(ウ) 提出した提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは評価

の対象としない。

③ 評価基準

別紙「阿蘇市デジタル防災行政無線整備事業 審査基準書」による。

7 手続等

(1) 担当部局

〒869-2695

熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1

阿蘇市 総務部 政策防災課 防災交通係

電話：0967-22-3232

FAX：0967-22-4577

電子メール：bousai@city.aso.lg.jp

(2) 応募方法

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、「参加申込書」（様式1）及び下記関係書類を以下のとおり提出すること。

① 経営規模等評価結果通知書

経営規模等評価結果通知書（国土交通省認可）で「電気通信」の総合評価が判断できるものの写し

② 同種工事实績

平成25年以降のデジタル同報系防災行政無線整備工事实績（様式4）に記入し、提出すること。4件以上の実績がある場合は、契約金額の大きいものから順に記載すること。なお、工事が完了していない契約については、記載しないこと。また、記載した工事案件について、CORINSの写しも添付すること。

③ 配置予定技術者（5項「参加資格要件」の(7)に掲げる専任者）の実績

配置予定技術者の平成25年以降のデジタル同報系防災行政無線整備工事实績を「配置予定技術者実績説明書」（様式5）に記入し、記載した工事案件について、CORINSの写しも添付すること。なお、工事が完了していない契約については、記載しないこと。

④ 配置予定技術者の資格

配置予定技術者の監理技術者証の写し及び雇用証明の写し

⑤ 設計に係る管理技術者（5項「参加資格要件」の(9)に掲げる管理技術者）

保有資格の写し及び雇用証明の写し

⑥ 実験局の免許

自社が所有するデジタル同報系の免許の写し

⑦ デジタル防災行政無線（同報系）の機器の証明

5項「参加資格要件」の(11)が証明できる書類

- ⑧ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001）の写し
- ⑨ 品質マネジメントシステム（ISO 9001）の写し
- ⑩ 環境マネジメントシステム（ISO 14001）の登録の写し
- ⑪ プライバシーマークの登録の写し

(3) 参加資格の可否及び喪失

阿蘇市は、参加申込書を提出した者について、提案資格を満たしているのかを確認し、参加資格審査通知書兼提案書等提出依頼書をFAXにて通知する。FAXを受領した時点で参加資格を有するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

- ① 本手続において、提出した書類等に虚偽の記載をし、又はその他不正な行為をしたとき。
- ② 工事の契約締結を行うまでの期間中に、5項「参加資格要件」に該当しなくなったとき。

(4) 参加辞退

参加申込書を提出したが、その後、辞退を希望する者は、「辞退届」（様式2）に必要事項を記載の上、担当部局へ持参又は電子メールで送付すること。なお、電子メールを送付した場合は、その受信確認の電話を行うこと。

(5) 提案書等に関する質問及び回答

参加申込書の提出を行った後、提案書等に関する質問がある場合は、「質問票」（様式3）に内容を簡潔に記入の上、以下のとおり提出すること。

① 質問票提出締切り

令和2年5月8日（金）午後3時まで

② 質問方法

質問票を担当部局へ電子メールに添付し送付すること。電子メールの件名は「【貴社名】プロポーザル質問票」とすること。電子メール到着後に【受領】の返信を1営業日以内に行うこととするので、質問メールの送付後1営業日以内に【受領】の返信がない場合は担当部局へ確認すること。

※期限を過ぎた質問は一切受け付けない。

③ 回答方法

令和2年5月13日（水）までに、全ての応募者に質問者を伏せた上で、電子メールにて送付する。

(6) 提案書等の提出

8項に掲げる提案書、9項に掲げる見積書及び7項の(2)に掲げる①~⑪の資料を以下の要領で提出期限までに担当部局へ提出すること。

① 提出期限

令和2年5月18日(月)午後5時までとする。

※ただし、提出受付は土日祝日を除く開庁日のみとする。

※期限内に提案書の提出が無かった場合、辞退したものとみなす。

② 提出方法

担当部局へ持参すること(郵送・メール・FAXは不可)

③ 提出部数

正：1部(表紙及び各見積りに社印が押印されたもの)

副：8部(正の写し)

※8項に掲げる提案書は「正」「副」双方に入り、7項の(2)に掲げる①~⑪の資料及び9項に掲げる見積書は「正」にのみ含むものとする。

8 提案書の作成

提案書は、A4版で製本し提出すること。図面等はA3版でも可とするが、A4版に折込むこと。

提案書の記載内容は、要求水準書に記載された内容の実現方法等について、「阿蘇市デジタル防災行政無線整備事業 決定基準書」の「2. 審査基準」表中の「2. 技術提案」及び「3. 保守提案」における各項項目順に企画提案書を作成すること。なお、3-4の保守金額(10年間)は、老朽化で更新する機器の費用なども含め、運用後に必要となる全ての費用を提示すること。その際に、総額だけでなく、年毎にかかる金額がわかる形で提案書本文中に記載すること。

審査基準表、右から2項目「提案書の頁数」を各項目に記載する頁数の上限として提案書を作成すること。表紙等は除くが、審査基準に従った提案としては32ページが上限となる。

9 見積書

工事費等の見積に関しては下記の要領で作成すること。

(1) 共通事項

3項の(5)「応募価格要件」の上限額を超えない範囲であること。

(2) 設計費用

仕様等がない応募業者が提案した追加機能や提案事項など、「提案書」の提案内容に基づき、関連費用も含めて算出すること。また、見積り様式は自由とするが、極力詳細に項目(品目)を洗い出し、その数量・単価も示すこと。見積書は、消費税を含まないものとする。

(3) 工事費用

仕様等がない応募業者が提案した追加機能や提案工事など、「提案書」の提案内容に基づき、関連費用も含めて算出すること。また、見積り様式は自由とするが、極力詳細に項目（品目）を洗い出し、その数量・単価も示すこと。見積書は、消費税を含まないものとする。

1 0 契約等

(1) 契約手続き

本工事の契約は、地方自治法第96条第1項第5号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を要するために、決定後は仮契約を締結し、議会の議決後に本契約となる。

(2) 契約方法

ア 選定された最優秀提案者と本工事における契約の締結交渉を行う。

イ 発注者と最優秀提案者で協議のうえ、本工事における最終的な仕様を確定した段階で再度、見積書を求める。

ウ 前項アの結果、契約締結の合意に至らなかった場合又は、最優秀者の提案において虚偽の記載、不正及び違反が認められる場合は、次点者と交渉を行うこととする。なお、本審査執行に参加業者間の不正、違反が認められた場合、本選考結果は無効とする。

(3) 契約書

阿蘇市財務規則に基づき作成する。

(4) 再委託

業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ本市の承諾を得ること。

(5) 免責

発注者は、当該議案が議会で可決されなかった場合は、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

1 1 提案に関する留意事項

(1) 本提案に要する書類作成及び調査等の費用については参加者の負担とする。

(2) 参加者は業務の遂行上知り得た内容は他人に漏らしてはならない。

(3) 担当者の連絡先を必ず明記のこと。

(4) 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には応じない。

(5) 提出された提案書は、審査に必要な範囲において複製することがある。

(6) 選考の段階で提案の虚偽、不正及び違反が認められた提案者は、直ちに失格とする。

- (7) 提案書の審査経過については一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申立ては、受け付けない。
- (8) 参加表明書、資料、提案書等に虚偽の記載をした場合においては、「阿蘇市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (9) 応募事業者が1社であっても審査を行い、評価の点数が基準点を超えた場合は、契約候補者とする。

1 2 その他

- (1) 提案の著作権は、各応募事業者に帰属する。ただし、発注者が必要とするときは、応募事業者と協議の上、無償で使用することができるものとする。
- (2) 本プロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案を行った者又は、公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。
- (3) 本プロポーザルに係る提出物は返却しない。発注者の保存期限経過後に破棄する。
- (4) 応募事業者の採点順位は、公表することができるものとする。
- (5) 提出された書類が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提出書類に不足又は、虚偽の内容があった場合
 - イ 記載すべき事項の全部又は、一部が記載されていない場合
 - ウ 見積金額が上限額を超えている場合
- (6) 本工事の実施体制において、本市内に事務所をおく事業者を参加させることが望ましい。